さいたま市の「都市計画・建築・土木」に関する窓口

さいたま市の都市計画・建築・土木に関する窓口は、区域によって下記のとおりとなります。

西区･北区･大宮区･見沼区･岩槻区については
→**北部都市計画指導課、北部公園整備課 及び 北部建設事務所**

中央区･桜区･浦和区･南区･緑区については
→**南部都市計画指導課、南部公園整備課 及び 南部建設事務所**

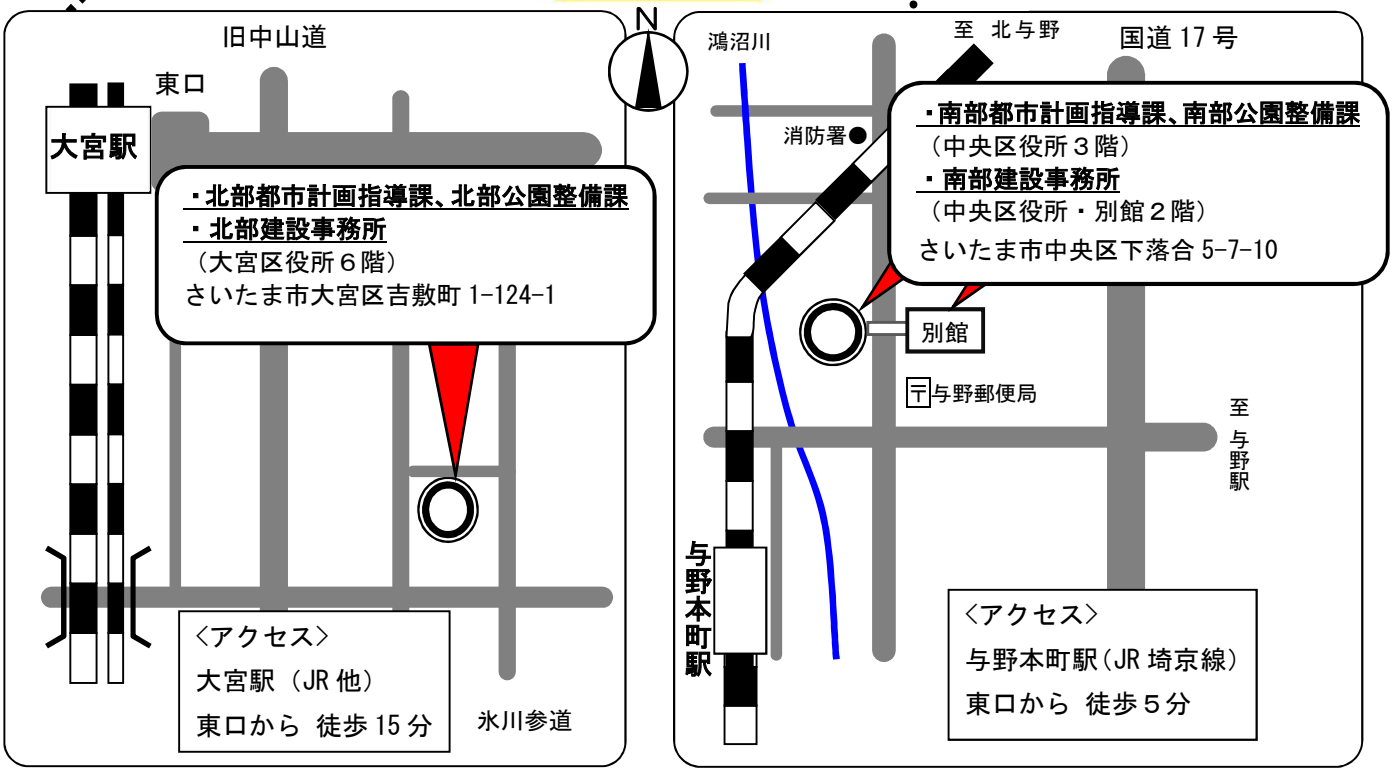

発行：さいたま市都市計画課　令和７年４月現在

その他関連する業務の窓口（窓口の所在地にご注意ください）

	▼ 業 務 内 容	▼ 担 当 課
（上水道）	▼さいたま市水道局電話受付センター　TEL 048－665－3220	
	○道路に埋設された水道本管及び給水装置（個人管）の埋設調査に関すること(審査) ○給水装置工事の受付、設計審査に関すること(審査) ○開発行為等に係る給水に関すること(調整)	▶ **水道局　給水工事課** さいたま市浦和区針ヶ谷 1-18-2 水道局針ヶ谷庁舎３階 TEL 048－714－3090(審査) TEL 048－714－3188(調整)
	○道路に埋設された水道本管の維持管理に関すること	▶ **水道局　維持管理課** さいたま市北区東大成町 2-445-1 水道総合センター３階 TEL 048－788－2210
	以下の庁舎でご案内する内容もありますので、あらかじめ水道局電話受付センターにご確認ください。 **水道局水道庁舎**（さいたま市浦和区常盤 6-14-16） **北部水道営業所**（さいたま市北区盆栽町 200-1）	

▼ 業 務 内 容	▼ 担 当 課
○公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）の届出及び申出	▶ **建設局　土木総務課** さいたま市役所 11 階 TEL 048－829－1485
○農地の転用に関すること	▶ **農業委員会　農地調整課** さいたま市役所 10 階 TEL 048－829－1903
○農業用用排水路等に関すること　○農業振興地域整備計画変更の相談・申出　○農用地区域証明・農用地区域外証明の交付　○森林法に基づく森林の土地の所有者届、森林の伐採届に関すること	▶ **経済局　農業環境整備課** さいたま市役所７階 TEL 048－829－1377(農振・森林) TEL 048－829－1379(水路)
○騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出 ○土壌汚染、浄化槽の設置等に関すること ○水質汚濁防止法に基づく届出 ○大気汚染防止法に基づく届出	▶ **環境局　環境対策課** さいたま市役所７階 TEL 048－829－1332(騒音振動) TEL 048－829－1331(水質土壌) TEL 048－829－1330(大気)
○高度地区の特例による認定・許可(都市計画) ○国土利用計画法の届出(開発調整) ○大規模開発行為等に係る届出・近隣説明報告書の閲覧(開発調整) ○低未利用土地等確認書の申請(開発調整)	▶ **都市局　都市計画課** さいたま市役所９階 TEL 048－829－1403(都市計画) TEL 048－829－1427(開発調整)
○生産緑地地区の指定及び変更に関すること。 ○生産緑地地区の行為の許可、指導等に関すること	▶ **都市局　みどり推進課** さいたま市役所９階 TEL 048－829－1414
○埋蔵文化財に関すること　○指定文化財に関すること ※ さいたま市埋蔵文化財包蔵地地図は、各区役所の情報公開コーナー及びさいたま市ホームページでも確認できます。	▶ **教育委員会　文化財保護課** さいたま市役所第二別館２階 TEL 048－829－1724(埋蔵) TEL 048－829－1723(指定)
○児童生徒の増加に伴う措置　○通学路の安全確保	▶ **教育委員会　学事課** さいたま市役所第二別館１階 TEL 048－829－1648
○学校用地の確保に関すること	▶ **教育委員会　学校施設整備課** さいたま市役所第二別館２階 TEL 048－829－1642
○住宅用家屋証明書の発行　○簡易な道路の補修修繕 ○自転車等駐車場の附置に関する条例に基づく届出（駐輪場に限る）　○開発行為に伴う駐車場・駐輪場の設置に関すること	▶ **各区役所　くらし応援室**
（駐車場） ○大宮駅周辺地域駐車場ルールに基づく申請	▶ **(一財)さいたま市都市整備公社　業務企画課** さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター６階 TEL 048－645－4439

問合せの内容によっては、担当の窓口が異なる場合がありますので、不明な点がございましたら、あらかじめお電話にてご確認ください。

＜ 建設事務所 ＞ で扱う主な業務と窓口

北部建設事務所の担当区域>>西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区
南部建設事務所の担当区域>>中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

	▼ 業 務 内 容	▼ 担 当 課
（道路・河川・水路）	○道路・河川・水路の境界確認、占用許可・施行承認申請 ○認定路線番号・幅員の照会 ○特殊車両の通行許可及び認定	▶ 土木管理課 （北部）TEL 048－646－3199 （南部）TEL 048－840－6198
	○生活道路の整備　○交通安全施設の整備 ○無電柱化の整備　○橋りょうの補修　○暮らしの道路整備事業 ○私道舗装等整備費用助成制度の申請受付・検査	▶ 道路安全対策課 （北部）TEL 048－646－3205 （南部）TEL 048－840－6205
	○都市計画道路の整備 ○国県道等、幹線道路の整備	▶ 道路建設課 （北部）TEL 048－646－3211 （南部）TEL 048－840－6211
	○道路の維持・補修　○橋りょうの維持 ○スマイルロード整備事業 ○街路樹などの管理　○道路の清掃	▶ 道路維持課 （北部）TEL 048－646－3225 （南部）TEL 048－840－6223
	○道路・街路・河川・水路及び下水道の事業用地の取得	▶ 用地課 （北部）TEL 048－646－3217 （南部）TEL 048－840－6217
	○河川・市街化調整区域内の水路の整備・管理・補修 ○特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為に対する許可	▶ 河川整備課 （北部）TEL 048－646－3230 （南部）TEL 048－840－6230
（建築）	○違反建築物の指導　○狭あい道路後退用地の寄附に対する補助 ○中高層建築物の建築に係る紛争防止条例に基づく届出 ○建設リサイクル法に基づく届出　○建築基準法の道路種別 ○道路の位置の指定及び廃止（道路位置指定申請図等の閲覧及び写しの交付）○既存ブロック塀等改善事業の助成 ○建築基準法に基づく許可・認定（仮設建築物、法第 43 条第 2 項、仮使用（特定行政庁）） ○バリアフリー法に基づく認定　○長期優良住宅の認定 ○だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出 ○建築物（一戸建て住宅）の耐震診断及び耐震補強工事等の助成	▶ 建築指導課 （北部）TEL 048－646－3235 （南部）TEL 048－840－6236
	○建築物等に係る審査及び確認ならびに中間検査及び完了検査 ○建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付、建築台帳記載事項証明書の交付　○仮使用の認定（建築主事） ○建築物の形態規制（斜線・日影） ○低炭素建築物新築等計画の認定	▶ 建築審査課 （北部）TEL 048－646－3242 （南部）TEL 048－840－6242
（下水道）	○下水道・市街化区域内の水路等の維持補修 ○下水道使用料・受益者負担金　○排水設備の申請受付・検査 ○水洗便所改造資金貸付　○下水道台帳の閲覧	▶ 下水道管理課 （北部）TEL 048－646－3248 （南部）TEL 048－840－6248
	○公共下水道の改築及び地震対策の設計に関すること ○公共下水道の改築及び地震対策の工事に関すること	▶ 下水道再整備課 （北部）TEL 048－646－3255 （南部）TEL 048－840－6255
	○公共下水道の汚水事業に係る設計及び工事に関すること ○公共下水道の浸水対策事業に係る設計及び工事に関すること ○排水路の設計及び工事に関すること	▶ 下水道建設課 （北部）TEL 048－646－3262 （南部）TEL 048－840－6263

＜都市計画指導課、公園整備課 ＞ で扱う主な業務と窓口

北部都市計画指導課、北部公園整備課の担当区域≫西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区
南部都市計画指導課、南部公園整備課の担当区域≫中央区・桜区・浦和区・南区・緑区

▼ 業 務 内 容	▼ 担 当 課
（都市計画） ○用途地域・都市計画道路等の指導、都市計画に関する案内 ○都市計画関係証明書等の発行 ○都市計画法第 53 条建築許可の申請（市街地再開発事業区域を除く） ○地区計画の届出 ○都市計画図の販売 **（屋外広告物条例）** ○屋外広告物条例に基づく許可申請 ○違反屋外広告物の簡易除却 ○景観形成型広告物整備地区内の届出（北部都市計画指導課のみ） **（景観条例）** ○景観条例に基づく一定規模以上の建築物等の届出・指導 ○景観条例に基づく特定地区内の行為の届出・指導（北部都市計画指導課のみ） **（駐車場）** ○駐車場法に基づく届出 ○建築物駐車施設の附置等に関する条例に基づく駐車場の届出・指導（共同住宅等を除く）	▶ **都市計画指導課（都市管理係）** （北部）TEL 048－646－3178 （南部）TEL 048－840－6178
（開発行為等） ○開発行為等の許可等申請 ○開発行為の手続に関する条例に基づく手続き ○宅地造成及び特定盛土等の許可申請等	▶ **都市計画指導課（開発係）** （北部）TEL 048－646－3184 （南部）TEL 048－840－6184
（都市計画） ○風致地区内の建築等の規制・許可申請（北部公園整備課のみ） **（公園・緑地）** ○生産緑地地区に係る証明書等交付 ○公園・公園施設・緑地等の設計・整備・改修及び維持管理・修繕（他の所管に属するものを除く。） ○公園の使用許可・占用許可の申請 ○開発行為に係る公園及び緑化の協議・指導	▶ **みどり公園推進部** **北部公園整備課** TEL 048－646－3179 **南部公園整備課** TEL 048－840－6179

※さいたま市のＷｅｂサイトで、都市計画情報や認定路線、下水道情報等の閲覧ができます。

▶ **さいたま市ＴＯＰページ（https://www.city.saitama.lg.jp）から**

①メニュー＞事業者向けの情報＞「まちづくり・交通・建設」をクリックしてください。

②「さいたま市地図情報」をクリックしてください。

③「用途地域や防火地域・準防火地域、地区計画、都市計画道路など都市計画のお調べについて」をクリックしてください。

④「さいたま市 地図情報」をクリックしてください。

（スマートフォン向け）さいたま市地図情報　QR コード